

資格取得時決定（即時改定）に関する申出書

組合員資格を取得している「一般職（会計年度任用職員）」の方も、随時改定や定時決定が行われますが、同じ任命権者に連続して任用される場合で、再雇用の際に他の「短期組合員（会計年度任用職員）」との均衡がとれない場合には、標準報酬月額の設定において、「資格取得時決定」を行うことができます。

資格取得時決定（即時改定）に関する申立書

組合員証記号番号		組合員氏名		生年月日		性別	
記号	番号	(自ら署名する場合は押印は不要です。)		昭和 令和		50年5月20日	
60011111		共済 礼子					
所属所名				部署名			
〇〇〇市役所				自ら署名する場合は、押印は不要です。			

上記の組合員に、固定的給与若しくは非固定的給与の変更が生じ、標準報酬月額の随時改定対象となったが、下記の理由により著しく不当となることから、地方公務員等共済組合に著しく不当である旨を記載し、請求を提出していただくよう申立てます。

著しく不当である理由を記入してください。

【著しく不当である旨についての理由】

【理由】
同課で、一般職（会計年度任用職員）」として勤務している職員と、新たに短期組合員となった職員が同じ給与月額であるにもかかわらず、算定の基礎となる標準報酬月額に相違が生じ、職員間の均衡がとれないため。

【従前の固定的給与及び非固定的給与】

対象月の前月	固定的給与	非固定的給与	合計
令和〇年 3月	200,000 円	10,000 円	210,000 円

【引き続き任用される月に受ける固定的給与及び非固定的給与】

対象となる年月日	固定的給与	非固定的給与	合計
令和〇年 4月 1日	180,000 円	5,000 円	185,000 円

	短期給付 標準報酬		厚生年金 標準報酬		退職等年金 標準報酬	
	等級	月額	等級	月額	等級	月額
	対象月の前月（従前）	17	200 千円	14	200 千円	14
対象月（即時改定）	15	180 千円	12	180 千円	12	180 千円

上記の記載事項に誤りがないことを確認しました。

岐阜県市町村職員共済組合理事長 殿

令和〇年〇月〇日

所属所長 〇〇〇市長 〇〇 〇〇

※共済組合記入欄	短期給付	厚生年金	退職等年金
適用年月日	適用前と適用後の標準報酬額等を記入してください。		
令和 年 月 日			千円

【添付書類】なし